尼崎市就学指定校変更及び区域外就学に係る許可及び届出の基準

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定による就学指定校の変更を受けるため又は同令第9条第1項に規定する就学（同条第2項の規定による協議を要するものに限る。）を行うために教育委員会の許可（以下「許可」という。）を受けることができる事由、対象の学校及び学年、許可期間の末日又は届出時期、提出書類等（以下「事由等」という。）並びに同条第1項の規定による届出（同条第2項の規定による協議を要しない就学に係るものに限る。）又は同令第17条の規定による届出（市立特別支援学校への就学に係るものに限る。）（以下「届出」という。）を行わなければならない事由等は、次表のとおりとする。

事由	種別	対象の学校及び学年		許可期間の末日又は届出時期	提出書類	添付書類、必要な行為等
1 就学期間の中途において校区外に住所を移転させる場合で、その移転先から引き続き、通学していた尼崎市立小学校又は尼崎市立中学校（以下「市立小中学校」という。）に通学するとき。	許可	小学校	1年から4年まで	許可の効力が発生する日（以下「許可効力発生日」という。）の属する年度の末日までの日で教育委員会が認めるもの	校区外通学許可申請書（第1号様式）	市が発行する就学通知書
			5年又は6年	小学校を卒業する日の属する月の末日までの日で教育委員会が認めるもの		
		中学校	1年	許可効力発生日の属する年度の末日までの日で教育委員会が認めるもの		
			2年又は3年	中学校を卒業する日の属する月の末日までの日で教育委員会が認めるもの		
2 DV、金銭債務、劇団公演等の事情により現在の居所以外の場所において住所を有する場合で、当該居所の属する校区の市立小中学校に就学するとき。	許可	小・中	全学年	教育委員会が認める日	校区外通学許可申請書（市域外において住所を有する場合は、尼崎市立学校入学許可申請書（第2号様式）を含む。第4項及び第11項を除き、以下同じ。）	賃貸借契約書、公共料金領収書等、その居所を証明する書類（劇団公演等の場合は、その劇団等が発行した居所に関する証明書）
3 住宅の購入、賃借等により住所を、市域内において校区外に又は市域外から市域内に移転させることになっている場合で、その住所移転に先立ち、その移転先の属する校区の市立小中学校に就学し、その移転前の住所地から通学するとき。	許可	小・中	全学年	教育委員会が認める日	校区外通学許可申請書	購入等に係る住宅の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書等でその位置、入居日等が確認できるものの写し
4 居住していた住宅の建替え等により一時的に校区外に居所を移転させる場合で、その移転先から引き続き、通学していた市立小中学校に通学するとき。	許可	小・中	全学年	建替え等後の住宅に入居する日	校区外通学許可申請書	当該建替え等に係る工事請負契約書の写し（公営住宅等の賃貸住宅の場合は、その事業主体又は管理会社が発行する入居証明書等）
5 保護者が住居以外の場所において商店等（校区外に存するものに限る。）を営んでおり、日中の生活場所が当該商店等である場合で、当該商店等の属する校区の市立小中学校に就学し、当該商店等から通学するとき。	許可	小・中	全学年	許可効力発生日の属する年度の末日までの日で教育委員会が認めるもの	校区外通学許可申請書	当該商店等からその属する校区内の学校に就学する旨の保護者の申立書兼誓約書
6 各保護者の勤務時間等の事情により登校前又は帰宅後に一定時間保護監督を受けることができないため、校区外に別居している祖父母等の居住地に一定時間滞在し、又は居住する必要がある場合で、当該居住地の属する校区の市立小中学校に就学し、当該居住地から通学するとき。	許可	小・中	全学年	許可効力発生日の属する年度の末日までの日で教育委員会が認めるもの	校区外通学許可申請書	(1) 各保護者の各勤務証明書（勤務時間帯及び勤務日数が記載されているものに限る。） (2) 当該保護者及び祖父母等の申立書兼誓約書 (3) 当該祖父母等の本人確認書類等の写し
7 いじめ、病気等の事情により通学することが困難であると認められる場合で、教育的配慮の見地から、校区外の市立小中学校に就学することで問題が解消されると見込まれるとき。	許可	小・中	全学年	教育委員会が認める日	校区外通学許可申請書	(1) あらかじめ、通学していた小中学校、教育委員会等と協議すること。 (2) 当該就学指定校の長は、教育的配慮が必要であると認めるときは、副申書等を教育委員会に提出すること。
8 その兄又は姉が自身の個別事情による就学指定校の変更により変更後の小学校に通学している場合で、当該小学校に就学するとき。	許可	小学校	全学年	当該兄又は姉の最終学年の年度の末日までの日で教育委員会が認めるもの	校区外通学許可申請書	当該兄又は姉の校区外通学許可書を提示すること。
9 特定の市立小中学校の特別支援学級への入級が認められるとき。	許可	小・中	全学年	就学期間の末日	校区外通学許可申請書	
10 医療機関から、特定の市立小中学校に置かれている院内学級への入級許可を受けたとき。	許可	小・中	全学年	教育委員会が認める日	校区外通学許可申請書	
11 特別許可区域内に在住している場合で、就学可能校に就学するとき。ただし、上坂部一丁目1番及び4番から8番までに係る特別許可区域にあっては、就学する時において当該就学可能校に兄弟姉妹（この号の規定により当該就学可能校に就学した者をいい、養子及び配偶者の子を含む。）が在学している場合に限る。	許可	小・中	全学年	就学期間の末日。ただし、当該特別許可区域内に在住しなくなったときは、その在住しなくなった日	校区外通学許可申請書	
12 前号ただし書きに規定する特別許可区域において、同号の規定により就学可能校への就学を許可された者が当該特別許可区域内に在住しなくなった後、就学期間中に再び当該特別許可区域内に在住することとなったとき。	許可	小	全学年	就学期間の末日。ただし、当該特別許可区域内に在住しなくなったときは、その在住しなくなった日	校区外通学許可申請書	
13 その他次のいずれかに該当するとき。 (1) 教育委員会が就学指定校の変更が特に必要であると認めるとき。 (2) 市域外において住所を有する場合で市立小中学校に就学するときに教育委員会が特に必要があると認めるとき。 (3) 尼崎市立尼崎琴浜中学校への転入学が認められるとき。	許可	小・中	全学年	教育委員会が認める日。	校区外通学許可申請書	(1) あらかじめ就学指定校、教育委員会等と協議すること。 (2) 第1号に該当する場合において、当該就学指定校の長は、教育的配慮が必要であると認めるときは、副申書等を教育委員会に提出すること。
14 市域内に在住したまま私立、国立又は都道府県立等の小中学校等に就学する場合	届出	小・中	全学年	就学先の入学許可証又は在学証明書（以下「入学許可証等」という。）を受領した後速やかに。	区域外就学届（第3号様式）	入学許可証等のいずれかの原本
15 市立特別支援学校への入学が認められるとき。	届出	小・中	全学年	教育委員会から市立特別支援学校を通じて区域外就学届出書の様式が配付された後速やかに。	兵庫県教育委員会が指定する区域外就学届出書（様式15）	

摘要

1 許可は、次に掲げる条件を保護者に付して行うものとする。
(1) 保護者の責任の下、通学上の安全が確保されていること。
(2) 通学は、自転車等を利用せずに、徒歩により又は電車、バス等の公共交通機関を利用して行うこと。
(3) 市域外において住所を有する場合で、新たに市立小中学校に就学するときは、校区外通学許可申請書に併せて入学許可申請書を提出すること。

2 許可の申請があったときは、保護者の本人確認書類の提示又はその写しの提出を求めるものとする。

3 添付書類は、各項に掲げるもののほか、必要に応じ、保護者に対し提出を求めることができる。

備考

1 「小中学校」及び「小・中」とは、それぞれ小学校又は中学校をいう。

2 「特別許可区域」とは、次表の左欄に掲げる区域をいい、当該区域に係る就学指定校及び就学可能校は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる学校とする。

区域	就学指定校	就学可能校
額田町1～3番、高田町4番11～15号、17号	浜小	小園小
	小田北中	小園中
塚口本町7丁目1番8～14号、2番18～36号、3～9番	園田小	上坂部小
	園田中	小園中
立花町1丁目24番	水堂小	立花南小
	南武庫之荘中	日新中
潮江5丁目8番1号	名和小	潮小
	大成中	（同一校区）
上坂部1丁目1番、4～8番	園田南小	上坂部小
	小園中	小園中

（上坂部一丁目1番及び4番から8番までに係る特別許可区域の就学可能校に関する経過措置）
基準第11号の改正前の規定による抽せん（繰上げの措置を含む。）により上坂部一丁目1番及び4番から8番までに係る特別許可区域の就学可能校への就学を認められ、この基準の施行の際現に当該就学可能校に就学している者は、当該就学可能校に就学した者とみなす。

（変更許可の制限に関する経過措置）
この基準の施行の際現にこの基準による改正前の別表（摘要）の規定による変更に係る許可の制限を受けている児童生徒に係る当該制限については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、令和7年4月22日から施行する。

付 則

この基準は、令和8年11月2日から施行する。